# 経済安全保障法制に関する 提言骨子 (特許出願の非公開化)

2022 年 1 月 19 日 経済安全保障法制に関する有識者会議

## 提言骨子の目次 (特許出願の非公開化)

- 1 政策対応の基本的な考え方
- (1)新しい制度の必要性
- (2)対象発明を選定する際の視点
- 2 新しい立法措置の基本的な枠組み
- (1) 非公開の対象となる発明
  - ① 審査対象となる技術分野
  - ② 具体的な対象発明のイメージ
- (2)発明の選定プロセス
  - ① 二段階審査制
  - ② 審査体制
    - ア第一次審査
    - イ 第二次審査
    - ウ 審査体制の整備
  - ③ 保全指定前の意思確認
  - ④ 予見可能性の確保
- (3) 対象発明の選定後の手続と情報保全措置
  - ① 情報保全の期間
  - ② 漏えい防止のための措置
  - ③ 情報の適正管理措置
  - ④ 実効性の確保
- (4) 外国出願の制限
  - ① 第一国出願義務の在り方
  - ② 第一国出願義務に関する事前相談制度
- (5)補償の在り方

- 1 政策対応の基本的な考え方
- (1)新しい制度の必要性
  - (a) 特許出願のうち、我が国の安全保障上極めて機微な発明であって公にするべきではないものについて、そうした状況が解消するまでの間、<u>出願公開の手続を留保するとともに、機微な発明の流出を防ぐための措置を</u>講ずる制度を整備する必要がある。
  - (b) 非公開の決定をした発明については、諸外国の制度のように、<u>出願人等</u> に情報保全を求め、発明の実施制限等を行う枠組みが必要である。
  - (c) さらに、このような制度を設ける以上、<u>非公開の審査対象となる発明に</u> ついて我が国への第一国出願義務を定めることが必要である。
- (2) 対象発明を選定する際の視点

非公開の対象となる発明の選定に当たっては、<u>公になれば我が国の安全保障が著しく損なわれるおそれがある発明に限定</u>することに加え、<u>経済活動やイ</u>ノベーションに及ぼす影響を十分考慮するべきである。

- 2 新しい立法措置の基本的な枠組み
- (1) 非公開の対象となる発明
  - ① 審査対象となる技術分野

審査対象となる技術分野は、先端技術が日進月歩で変わるものであることに鑑み、変化に応じて機動的に定められる枠組みとするべきである。

- ② 具体的な対象発明のイメージ
  - (a) 非公開の対象となる発明については、<u>核兵器の開発につながる技術及</u>び武器のみに用いられるシングルユース技術のうち我が国の安全保障上極めて機微な発明を基本として選定するべきである。これらの技術は、機微性が比較的明確であることに加え、開発者自身が機微性を認識し、情報管理を徹底しているのが通常であり、かつ、一般市場に製品が広く出回るような性質のものでもないと考えられる。
  - (b)他方、<u>デュアルユース技術</u>については、これらの技術を広く対象とした場合、我が国の産業界の経済活動や当該技術の研究開発を阻害し、かえって我が国の経済力や技術的優位性を損ないかねないおそれがある。このため、国費による委託事業の成果である技術や、防衛等の用途で開発された技術、あるいは出願人自身が了解している場合などを念頭に、支障が少ないケースに限定するべきである。
  - (c)制度開始当初は審査対象となる技術分野を限定したスモールスタート

とし、その後の運用状況等を見極めながら、審査対象となる技術分野 の在り方を検討することが適当である。

### (2) 発明の選定プロセス

#### ① 二段階審査制

全出願について逐一本格的な審査を行うことは、経済活動等への影響に鑑みれば現実的でなく効率的でもないことから、特許庁において技術分野等により件数を絞り込んだ上で、専門的な審査部門が本審査を行う<u>二段階審</u>査制とするべきである。

#### ② 審査体制

#### ア第一次審査

特許庁による第一次審査は、<u>非公開の審査対象となる技術分野に該当するか否か</u>といった点を中心に、<u>定型的な審査を、パリ条約による優先権を用いた外国出願の準備が開始できるように、短期間で行う</u>ことが考えられる。

## イ 第二次審査

- (a) 新たな制度の所管部署を設置し、<u>防衛省や特許庁その他関係省庁が</u>協力する形で審査を行う枠組みを構築することが考えられる。
- (b)審査に当たっては、最先端技術の評価など、政府機関の知見だけでは 不十分な場合も想定されるため、必要に応じて<u>外部の専門家の助力</u> <u>を得ることができる枠組みとする必要</u>がある。その際、当該専門家に は公務員と同様の守秘義務を課すべきである。

## ウ 審査体制の整備

二段階審査の仕組みを機能させるためには、<u>人員やシステムの整備が不可欠</u>であり、そのための費用が通常の特許の手数料に転嫁されないよう、 しっかりと手当する必要がある。

#### ③ 保全指定前の意思確認

保全の対象として指定する前に出願人に意思確認を行い、<u>出願手続からの</u> 離脱の機会を設ける枠組みを採り入れることも検討するべきである。

#### ④ 予見可能性の確保

(a) 出願人にとっては、自己の出願が保全の対象とされることへの予見可

能性が確保されることが重要である。

- (b) 他方で、政府の判断基準を細かく示すことは、それ自体が安全保障に 悪影響を及ぼしかねないことに留意するべきである。
- (c) このため、審査対象となる技術分野を明示した上で、個別の審査の過程で<u>出願人とコミュニケーションを取りながら審査を進め、出願手続</u>からの離脱の機会を設けるなど、予見可能性を確保するべきである。

#### (3) 対象発明の選定後の手続と情報保全措置

① 情報保全の期間

保全期間の上限を設けることは適切でないが、<u>例えば1年ごとにレビューし、必要がなくなれば直ちに保全措置を終了させる枠組みとするべき</u>である。

## ② 漏えい防止のための措置

- (a) 保全指定の対象となった発明については、<u>出願人等による発明の実施</u> を制限する必要がある。
- (b) ただし、発明の実施については、一律の禁止ではなく、<u>製品から発明内容を解析されてしまうなど情報拡散のおそれのある実施のみ禁止し</u>、 それ以外の場合は実施が許可される枠組みとするべきである。
- (c)保全措置がとられている間は、<u>外国出願は、二国間協定等がある場合を除き、禁止するべき</u>である。
- (d) 発明内容の他者への開示は原則禁止とするものの、<u>業務上の正当な理</u> 由がある場合には開示が許可される枠組みとするべきである。
- (e)保全指定が行われた後は、出願人に対し、<u>特許出願の取下げ等による</u> 出願手続からの離脱を認めることは適当でない。

#### ③ 情報の適正管理措置

保全指定の対象となった発明の情報は、<u>出願人において営業秘密として厳</u>格に管理するなど、適正な管理措置を講じる枠組みとするべきである。

## ④ 実効性の確保

情報保全措置の実効性を確保するため、<u>違反行為については罰則を定める</u>べきである。

#### (4) 外国出願の制限

① 第一国出願義務の在り方

- (a) 安全保障上極めて機微な発明の流出を防止する制度を設けながら外国 出願を自由としたのでは意味がないことから、<u>非公開の審査対象とな</u> る発明については我が国への第一国出願義務を定める必要がある。
- (b) その範囲は、<u>経済活動等への影響も考慮し、十分に限定された範囲と</u>することが適当である。
- (c) 第一国出願義務に実効性を持たせるため、<u>違反行為については罰則を</u> 定めるべきである。
- (d)パリ条約による優先権(12 か月)が失われないよう、<u>外国出願の禁止</u> は、我が国での特許出願後最大10か月で解除されるべきである。
- ② 第一国出願義務に関する事前相談制度 初めから外国に出願したい者のために、<u>第一国出願義務の対象に当たる</u>かどうかを事前に国に相談できる枠組みを設けるべきである。

## (5) 補償の在り方

国として出願人等に実施制限等の制約を課す以上、<u>その代償として損失補</u>償をする枠組みを設けるべきである。